

倉敷市長 あて

団体名

所在地

代表者役職・氏名

後 援 申 請 書

次の行事について、裏面の注意事項を了解の上、添付書類を添えて後援を申請します。

〔添付書類 実施企画書、前回パンフレット、収支予算書(入場料金が有料の場合)、
申請団体の規約・会則(新規申請の場合)〕

行事名			
行事月日			
行事時間	: ~ :		
場 所			
対 象			
入場料金			
問合せ先	TEL () -		
主催団体ホームページ	https://		
責任者	郵便番号 (〒 -)		
	住所		
	氏名 TEL () -		
他の主催等	主催	共催	後援
主催団体の目的	規約・会則にある団体の目的を簡潔に記入してください。		
行事概要	具体的な内容(講師、出演者、展示物、プログラム等)を記入してください		
右の項目に該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。	<input type="checkbox"/> 当行事は、政治的な活動ではありません。 <input type="checkbox"/> 当行事は、宗教的な活動ではありません。 <input type="checkbox"/> 当行事は、営利事業ではありません。 <input type="checkbox"/> 当行事は、暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながるものではありません。 <input type="checkbox"/> 当行事は、特定の会員等を対象とせず、広く倉敷市民に公開します。 <input type="checkbox"/> 当行事は、公衆衛生、災害危険防止等の安全対策を十分に講じています。 <input type="checkbox"/> 虚偽の申請をしていません。		
倉敷市ホームページ「文化振興に係る後援イベントの紹介」への掲載(上記の太枠内のみ掲載)	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない		

裏面あります

(裏面)

文化振興に係る倉敷市後援申請にあたっての注意事項

- 1 後援とは、団体が主催する行事に対して倉敷市がその行事の趣旨に賛同し、文化振興の見地から奨励の意を表して名義の使用を承認することによって支援することをいいます。
 - 後援を承認することで、倉敷市が経費の負担や人員の派遣をするものではありません。
 - 行事の実施にあたって事故等が生じて、倉敷市はその責を負いません。
- 2 所定の後援申請書に次の資料を添付して、行事開催日の20日前までに提出してください。

添付資料は、A4用紙に整理してください。

 - (1) 会則などの申請団体を明らかにする書類（新規申請の場合のみ）
 - (2) 入場料等を徴収する行事にあつては、行事の収支予算書
 - (3) 行事の広報印刷物等（作成中又は前回のものでも可）
 - (4) その他倉敷市が必要と認める書類
- 3 次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、後援を行いません。
 - (1) 政治的又は宗教的中立を侵すおそれのあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 暴力団と関係があるもの又はそのおそれのあるもの
 - (4) 同人的活動等で社会性に乏しいもの
 - (5) 実施計画等が完全でなく、客観的にその実施の確実性が疑わしいもの
 - (6) 営利事業又は営利意図があると認められるもの
 - (7) 市の名誉をき損し、又は信用を失墜するおそれのあるもの
 - (8) その他共催又は後援を行うことが不相当と認められるもの
- 4 審査結果については、申請書を受理してから2週間以内に、承認の可否に関わらず文書で通知します。特別な事情があるときは、通知まで1か月程度お待ちいただく場合があります。
- 5 承認された行事が終了したときは、実施報告書を提出してください。また、入場料を徴収する行事の場合は、収支決算書を添付してください。
- 6 後援を許可した行事について、行事实施前に上記3の各号のいずれかに該当したことが認められた場合は、後援を取消します。また、行事实施後に、上記3の各号のいずれかに該当したことが認められた場合は、以後その団体に対する後援は行いません。
- 8 申請書最下欄で「希望する」をチェックされた場合は、行事開催日の2か月前から下記ホームページに掲載します。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/culture/art/1005040/1013449/index.html>